

特別養護老人ホームちよだCOMハウス指定（介護予防）短期入所生活介護事業運営規程
（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人もくせい会が開設する特別養護老人ホームちよだCOMハウス（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業員（以下「従業員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームちよだCOMハウス
- 二 所在地 群馬県邑楽郡千代田町赤岩 2 1 1 4 番地 2

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業に従事する従業員は、特別養護老人ホームの従業員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業員
医師 1 名以上
生活相談員 1 名以上（特別養護老人ホームと兼務）
計画作成担当介護支援専門員 1 名以上（特別養護老人ホームと兼務）
看護職員及び介護職員 27 名以上（特別養護老人ホームと兼務）
栄養士 1 名以上（特別養護老人ホームと兼務）
機能訓練指導員 1 名以上（特別養護老人ホームと兼務）

従業員は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

（利用定員）

第 5 条 利用定員は 10 名とする。

（短期入所生活介護の内容）

第 6 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

- 第 7 条 指定サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定サービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、利用料の一部として、当該指定サービスに係る居宅介護サービスについて、介護保険法第 41 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 事業所は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 一 食事の提供に要する費用 朝 550 円 昼 650 円 夕 650 円
 - 二 滞在に要する費用 多床室 920 円/日 個室 1,320 円/日
 - 三 特別な食事の提供に要する費用 実費
 - 四 理美容代 実費
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収します。
- 4 前項一及び二については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けたものにあたっては、当該認定証に記載された負担額を徴収します。
- 5 事業所は、指定サービスの提供にあたり、あらかじめ利用者又はその家族に対して、指定サービスの内容及び費用について文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

- 第 8 条 通常を送迎の実施地域は、邑楽郡内及び館林市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 9 条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 機能訓練室を利用する際には、事前に申し出ること。
 - 三 浴室を利用する際には、特別養護老人ホーム指導員等に相談すること。
 - 四 第 11 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 従業者は、短期入所生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第 11 条 従業員は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 二 管理者は、防災管理者を選定する。
 - 三 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 四 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年 2 月及び 8 月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 12 条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人もくせい会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第13条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

一 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見人制度の利用者支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、その実施においてテレビ会議システム等を活用する。

三 職員は、年2回以上虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、該当事案の発生の原因と再発防止策として、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から 施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から一部改定施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から一部改定施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から一部改定施行する。

この規程は、平成27年 2月16日から一部改定施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から一部改定施行する。

この規程は、平成27年 4月16日から一部改定施行する。

この規程は、平成29年 9月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6年 5月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から一部改定施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から一部改定施行する。